※　　　　　　　　　　　　　　における消防計画

　　　　　年　　月に作成したこの計画は、次のことについて定める。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １ | 目的と適用範囲 | ６ | 消防設備の法定点検 | 11 | 自衛消防訓練 |
| ２ | 管理権原者の責務 | ７ | 工事等における安全対策 | 12 | 防火管理業務の一部委託 |
| ３ | 防火管理者の業務 | ８ | 自衛消防隊の編成・任務 | 13 | 避難経路に関する案内等 |
| ４ | 消防機関への報告・連携 | ９ | 地震対策 | 14 | その他防火管理上必要な事項 |
| ５ | 火災予防上の自主検査 | 10 | 防火・防災教育 |  |  |

**１　目的と適用範囲**

⑴　この計画は、※　　　　　　　　　　　　　の防火管理についての防火管理上必要事

項を定め、火災、地震及びその他の災害の予防と人命の安全並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

⑵　この計画を適用する範囲は、管理権原者、防火管理者、防火管理上必要な業務（以下、「防火管理業務」という。）の委託を受けている者及び※　　　　　　　　　　　に勤務し出入りする全ての者とする。

**２　管理権原者の責務**

⑴　管理権原者は、管理権原の及ぶ範囲の防火管理業務について、全ての責任を持つものとする。

⑵　管理権原者は、防火・防災上の建物構造の不備や消防用設備等・特殊消防用設備等（以下「消防用設備等」という。）の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

⑶　管理権原者は、火災地震、その他の災害等が発生した場合の事業所の自衛消防活動全般についての責任を負うものとする。

**３　防火管理者の業務**

防火管理者は、この計画の作成及び実行についての全ての権限を持って、次の業務を行う。

⑴　消火、通報、避難誘導等の訓練の実施

⑵　建物、防火施設、避難施設、火気を使用する設備器具（以下「火気使用設備器具」という。）等について自主検査、点検等を実施又は監督し、不備欠陥箇所がある場合は、その改修

⑶　消防用設備等の法定点検、整備及び点検への立会い

⑷　増改築、模様替えの工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立

⑸　火気の使用、取扱いの指導及び監督

⑹　収容人員の適正管理

⑺　従業員等に対する防火・防災教育の実施

⑻　防火管理業務従事者（火元責任者等）に対する指導及び監督

⑼　管理権原者への提案及び報告

⑽　放火防止対策の推進

⑾　防災施設、避難施設について地震による被害の軽減のための自主検査・点検等を実施又は監督し、不備欠陥箇所がある場合は、その改修

⑿　地震発生時における家具類の転倒、落下及び移動の防止措置

⒀　その他防火管理上必要な業務

**４　消防機関への報告・連絡**

消防機関へ報告、連絡する事項

⑴　防火管理者の選任（解任）の届出

⑵　消防計画の変更届出

⑶　消防用設備等の点検結果の報告

⑷　増改築、模様替え等の工事を行うときの「工事中の消防計画」の届出

⑸　消防用設備等の設置の届出

⑹　消火、避難訓練を実施する際の通報（届出）

**５　火災予防上の自主検査**

⑴　防火管理者等は、**別表１（自主検査表）**を参考にして、定期に自主検査を実施すること。

⑵　防火管理者は、自主検査表を適宜確認し、その記録を管理すること。

**６　消防用設備等の法定点検**

⑴　点検の実施について

ア　機器点検　**６ヵ月に１回**実施する。

イ　総合点検　**１年に１回**実施する。

⑵　消防用設備等の法定点検結果は、**１年に１回春日井市消防長に報告**すること。

（非特定用途防火対象物の場合は３年に１回）

⑶　防火管理者は、法定点検の結果を適宜確認し、その記録を管理すること。

**７　工事等における安全対策**

⑴　防火管理者は、増改築、模様替え等の工事を行う場合は、工事を行う者に対して工事計画書を事前に提出させ、必要な指示を行うこと。

⑵　工事を行う者に対して、指定された場所以外では喫煙及び裸火の取扱いをさせないこと。

⑶　工事を行う者に対して、火気管理の責任者を作業場所ごとに指定し、掲示させること。

⑷　防火管理者は、間仕切り変更等に伴う消防用設備等の作動状況について、法令適合の状況の確認を行うこと。

**８　自衛消防隊の編成及び任務**

自衛消防隊の編成を**別表２**のとおりとする。管理権原者は、編成表を見やすいところに掲示し、各従業員に周知するよう努める。

ただし、常時建物内にいる従業員数が**10人以内の事業所等**については、編成表によることなく、全ての従業員が自衛消防隊の役割について熟知すること。

**９　地震対策**

⑴　地震発生前の対策

ア　施設の維持管理又は施設内物品の落下防止措置等を行う。

イ　火気使用設備器具の自動停止装置等の作動状況を確認する。

ウ　非常用持出袋などの事前避難準備をしておく。

⑵　地震発生時の対応

ア　地震発生時は、全ての火気設備及び器具の使用を停止する。

イ　身の安全を確保し、安全な場所へ避難する。

ウ　従業員の安全等を確認する。また、事前に避難場所を指定しておき、発災時は指定

　避難所等の避難場所へ避難する。　（**直近の指定避難所：**）

（※　指定避難所・・・市内各小学校、中部大学、グルッポふじとう、旧西藤山台小学校施設、南城中学校）

エ　地震時の活動は、火災時と同じく自衛消防隊での活動を原則とする。

**10　防火・防災教育**

防火管理者は、従業員等に対して防火・防災知識の周知徹底を図るため、次の**教育を１年に１回以上実施**する。

⑴　消防計画について

⑵　出火防止対策について

⑶　火災発生時及び地震発生時の対応について

⑷　その他火災予防上必要な事項について

**11　自衛消防訓練**

防火管理者は、以下のとおり消防訓練を計画し、実施すること。また、訓練を実施しようとする場合は、**「自衛消防訓練実施計画（結果）届出」（別紙）**を事前に消防機関へ届け出るものとする。ただし、結果の届け出は任意とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 訓練種別 | 訓練内容 | 担当者 |
| 総合訓練 | 消火・通報・避難訓練を一連の流れで実施する訓練 | 防火管理者 |
| 部分訓練 | 消火・通報・避難訓練を部分的に実施する訓練 | 防火管理者 |

※【訓練実施回数】

|  |  |
| --- | --- |
| ✓ | 訓練実施回数 |
|  | 『総合訓練を年に１回以上』＋『部分訓練を年に１回以上』実施する |
|  | 『総合訓練を年に１回以上』実施する |

**12　防火管理業務の一部委託**

防火管理業務の一部委託　【該当あり・該当なし】

※該当ありの場合

防火管理業務の一部を警備会社等に委託する。なお、委託方式及び受託者が行う防火管理業務の範囲及び方法は、**別表３**のとおりとする。

**13　避難経路に関する案内等**

**避難経路図**のとおりとするが、建物内のどこからでも避難口が容易に視認できる事業所

については、添付を省略することができる。

なお、避難経路図は見やすい場所に掲示し、従業員等に周知すること。

**14　その他防火管理上必要な事項**

⑴　防火管理者は、建物の収容能力を把握し、過剰な人員が入らないように、収容人員の適正な管理を実施する。

⑵　緊急連絡先は以下のとおりとする。

**氏　名　※　　　　　　　　　　　　　ＴＥＬ　※**

⑶　防火管理者は、当計画に定めるものの他、防火管理上必要な事項について適宜実施する。

自主検査表　　　　月

別表１

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 日 | 点検項目 | | | | |
| 終業時の火気確認 | 避難通路の確認 | 吸い殻等の確認 | その他 | 点検者 |
| １ |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |
| 11 |  |  |  |  |  |
| 12 |  |  |  |  |  |
| 13 |  |  |  |  |  |
| 14 |  |  |  |  |  |
| 15 |  |  |  |  |  |
| 16 |  |  |  |  |  |
| 17 |  |  |  |  |  |
| 18 |  |  |  |  |  |
| 19 |  |  |  |  |  |
| 20 |  |  |  |  |  |
| 21 |  |  |  |  |  |
| 22 |  |  |  |  |  |
| 23 |  |  |  |  |  |
| 24 |  |  |  |  |  |
| 25 |  |  |  |  |  |
| 26 |  |  |  |  |  |
| 27 |  |  |  |  |  |
| 28 |  |  |  |  |  |
| 29 |  |  |  |  |  |
| 30 |  |  |  |  |  |
| 31 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  | 防火管理者　確認 |  |

※　検査を実施し、良の場合は、○を不備のある場合は、×を付する。

なお不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。

※　本検査表のうち、事業所の実態に沿わないものに関しては、追加及び削除する。

自衛消防隊の編成と任務

別表２

※　常時建物内にいる従業員数が概ね**10名以上**の事業所等については、各担当者を記載してください。（担当者は氏名でなく役職等でも可とする。）

自衛消防隊長（　　　　　　　　）

火元責任者　（　　　　　　　　）

|  |
| --- |
| 任務 |
| １　非常ベルを鳴らす。  ２　119番通報する。  ３　到着した消防隊へ情報提供及び関係先へ連絡する。 |

通報連絡担当

（　　　　　　）

|  |
| --- |
| 任務 |
| １　水バケツや消火器等を使用し、初期消火する。  ２　天井に燃え移ったら、初期消火を中止して避難する。 |

初期消火担当

（　　　　　　）

|  |
| --- |
| 任務 |
| １　避難口を開放し、避難経路図に従い避難誘導にあたる。  ２　避難誘導は、大声で簡潔に行い、パニック防止に努める。 |

避難誘導担当

（　　　　　　）

|  |
| --- |
| 任務 |
| １  ２  ３ |

　　　　担当

（　　　　　　）

防火管理業務の一部委託状況表

別表３

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 受託者の  氏名・住所・電話番号 | | | 氏名（名称） |  | | |
| 住所（所在地） |  | | |
| 電話番号 |  | | |
| 受託者の行う防火管理業務の範囲及び方法 | 常　駐　方　式 | 範囲 | □出火防止業務（火気使用箇所の点検監視など）  □避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理  □消防・防災設備等の監視・操作業務  □火災、地震その他災害等が発生した場合の初動活動  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | |
| 方法 | 常駐場所 |  | 常駐人員 | 人 |
| 委託する時間帯 |  | | |
| 巡　回　方　式 | 範囲 | □出火防止業務（火気使用箇所の点検監視など）  □避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理  □消防・防災設備等の監視・操作業務  □火災、地震その他災害等が発生した場合の初動活動  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | |
| 方法 | 巡回回数 |  | 巡回人員 | 人 |
| 委託する時間帯 |  | | |
| 遠　隔　移　報　方　式 | 範囲 | □出火防止業務（火気使用箇所の点検監視など）  □避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理  □消防・防災設備等の監視・操作業務  □火災、地震その他災害等が発生した場合の初動活動  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | |
| 方法 | 待機場所 |  | 所要時間 | 分 |
| 委託する時間帯 |  | | |

※12（防火管理業務の一部委託）に該当の場合のみ記載する。

避　難　経　路　図

※　建物の平面図等に記載しても構いません。

※　建物内のどこからでも避難口が容易に視認できる事業所については、本経路図の添付を省略することができます。

※　避難階又は屋外までの経路を記載してください。

**自衛消防訓練等実施計画（結果）届出**

別紙

|  |  |
| --- | --- |
| 年　　月　　日  （宛先）春日井市消防長  　　　　　　　　　　　　　　　　　防火管理者・防災管理者    住　　　所  　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏　名  　　　　　　　　　　　　　　　 訓練担当者  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　TEL（　　　）　　－  FAX（　　　）　　－ | |
| 防火防災管理  対象物名称 | 対象物名（ビル名）：  　　　　テナント名： |
| 所在地 | 春日井市 |
| 訓練実施日時 | 年　　月　　日（　　）　　時　　分～　　時　　分 |
| 訓　練　内　容  （該当するものに☑） | 消火訓練（水消火器　借用　□あり　□なし）  □総合訓練　　　通報訓練（□模擬・□119番通報）  　　　　　　　　避難訓練  　　　　　　　□消火訓練（水消火器　借用　□あり　□なし）  □部分訓練　　□通報訓練（□模擬・□119番通報）  　　　　　　　□避難訓練  訓練参加人数　　　　　　名 |
| 【借用物品】　水消火器、的の借用を希望する場合のみ記載　　※１本あたり約４人実施可能  　【水消火器　　　本、的　　　枚】水消火器は最大10本まで、的は最大３枚まで  　借用希望場所【消防署・東出張所・西出張所・南出張所・北出張所・高蔵寺出張所・市役所】  　借用希望日　【令和　　年　　月　　日　　　時ごろ】  　返却日　　　【令和　　年　　月　　日　　　時ごろ】 | |
| ※　受　　　　　　付 | ※　経　　過　　欄 |
|  |  |

　 【注】１　届出方法については、予防課窓口（市役所７階）、郵送（〒486‐8686 春日井市鳥居松町5‐44）、FAX（0568-84-5910）とします。

２　郵送又は持参による本届出書の控えを希望する場合は**２部提出**し、郵送の場合は、切手と返信用封筒を同封してください。

３　別途訓練計画書がある場合は、添付してください。

※受付、経過欄は記入しないでください。